

子どもの健やかな育ちと 学びのための105の提言



子育て三方よし スマイル プロジェクト
「子によし、親によし、未来によし」

全国知事会
次世代育成支援対策プロジェクトチーム
令和3年6月

【 提言 重点事項 】

内閣官房	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置
内閣府	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置
法務省	チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言 こども庁創設 経済的支援の拡充 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充 国と地方との定期的な協議の場の設置 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入

文部科学省

チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

こども庁創設

経済的支援の拡充

子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

国と地方との定期的な協議の場の設置

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のための、犯罪経歴確認制度の導入

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

ヤングケアラーへの支援強化

厚生労働省

チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

こども庁創設

経済的支援の拡充

子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

国と地方との定期的な協議の場の設置

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

認可外保育施設の無償化の2年後見直しにおける質向上のための支援充実

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

児童虐待防止対策の推進等(児童相談所の機能強化)

ヤングケアラーへの支援強化

チルドレン・ファースト社会を構築するための緊急提言

～子どもたちが幸せを感じながら健やかに育つ、未来ある社会を目指して～

日本において本格的に少子化対策に踏み出してから約30年。この間、様々な対策を講じてきたものの、2015年までは100万人を超えていた出生数が、2021年には80万人を下回る可能性があり、これまでよりも格段に実効性の高い、強力な対策を講じる必要がある。

また、長引くコロナ禍により、子どもたちの健やかな育ちへの影響が懸念されている。子どもたちの困難や不安を取り除き、すべての子どもたちが幸せを実感しながら、未来を「生き抜く力」を育むことができるよう、我々は全力を尽くさなければならない。

国において「こども庁」創設の議論が進められているが、単なる組織論にとどまることなく、「チルドレン・ファースト」の原点に立ち返り、大胆な資源投入と権限強化を行う必要がある。**子ども政策に総力を挙げて取り組むとの力強いメッセージとともに、真に実効力のある政策が進められるものとなるよう、下記の4点について、緊急的に提言する。**

1. チルドレン・ファーストを実現することのための創設

子どもを中心に既存の縦割りを打破し、子ども関連政策を一元的に担う新たな組織を創設することについて、全国知事会としては賛同するところである。改めて、新組織は、子どものため、**子どもの権利を守るという観点を第一**とすべきであり、そのうえで、権限と予算と人員の大幅な拡充を行い、真に政策遂行力ある組織とすること。

一方で、子ども関連政策を一元化することで新たな分断が生じることの懸念がある。障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野にあたっては、現行施策の意義や実施状況を十分踏まえるべきである。特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。

加えて、子どもを取り巻く複雑・多様化する課題について、地方自治体をはじめとする関係機関と連携した迅速な対応を可能とする組織とすること。

2. 子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充

コロナ禍の影響は、低所得など困難な状況にある人により強く及んでいる。貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に推し進める必要がある。

不妊治療等への助成拡大、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、所得に関係なく子どもの人数によって支給される家族手当の支給など、**子どもの誕生や成育にかかる経済的負担の軽減**をはかること。

また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより**子どもの教育にかかる費用の軽減**を図るとともに、様々な体験を通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

3. 子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充

我が国の子ども関連の政府支出は、出生率の高い傾向にある欧州諸国よりも低く、子ども関連の施策に必要な予算が配分されているとは言い難い。GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、**政府支出を拡大し、大胆な資源投入**を行うこと。

また、子ども関連施策の多くを地方自治体が担っていることから**地方財政措置の拡充**を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となるよう、**基金制度を創設**すること。

4. 国と地方との定期的な協議の場の設置

国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。

特に、**こども庁創設**とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

【 将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言 】

1 性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のため、犯罪経歴確認制度の導入
[提言:4(4)イ]

【 誰ひとり取り残さない社会を目指した提言 】

2 ヤングケアラーへの支援の強化

[提言:3(2)]

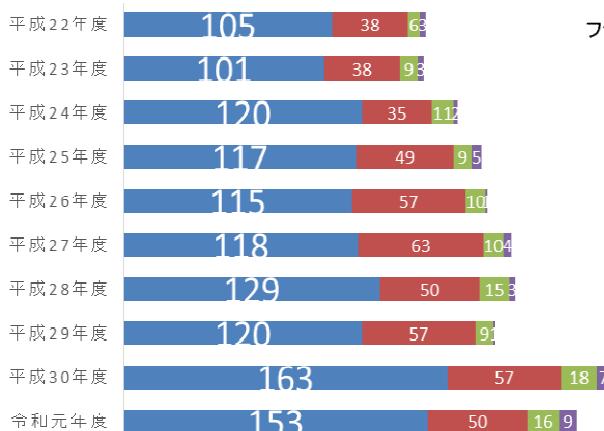
1 性犯罪・性暴力対策の強化

[提言:4(4)イ]

性犯罪をした者による再度の性犯罪防止対策強化のため、犯罪経歴確認制度の導入

わいせつ行為等に係る懲戒処分(公立教育職員)

■ 免職 ■ 停職 ■ 減給 ■ 戒告



フランスの取組 犯罪歴確認制度



【 未成年関連職の事業者 】
○ 全科調書 第二証明書 閲覧可能(2004年~)

- 法整備 制度創設 統一的な対応が必要
国の責任において、子どもの安全を守る取組を
- ・資格取得前の性犯罪歴の確認ができない
 - ・資格要件以外の採用者の性犯罪歴の確認ができない
 - ・自己申告による確認 > 不十分

現状

- 令和元年度は前年度を下回ったものの、わいせつ行為等により懲戒処分となった教育職員が依然として多い。
- 教員においては、「官報情報検索ツール」の検索可能期間の延長(直近3年間→直近40年間)や児童生徒性暴力等により免許状が失効した者に対する再授与の厳格化など、対策が進められている。
- 保育士資格は刑の終了から2年が経過すれば再登録が可能。
- 放課後児童支援員の認定を取り消された者が、改めて認定を受けることがないよう、取り消された者の情報を共有できる仕組みはあるが、現状、十分に機能していない。

今後に向けて

- 性犯罪をした者が、再び子どもと関わる職業に就くことがないよう、性犯罪歴などがないことを確認できる制度が必要。
- 諸外国で導入されている犯罪経歴確認制度を参考とし、性犯罪の再発防止に向けたシステムを構築する必要がある。

2 ヤングケアラーへの支援の強化

[提言 3(2)]

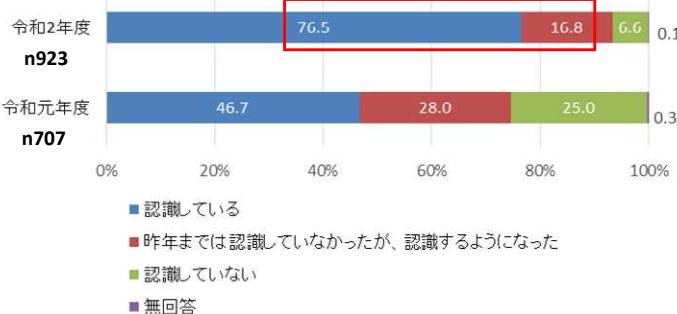
ア 地方自治体が行う取組への財政面も含めた支援の実施

- ・学校や福祉機関、地域など子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
- ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
- ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査

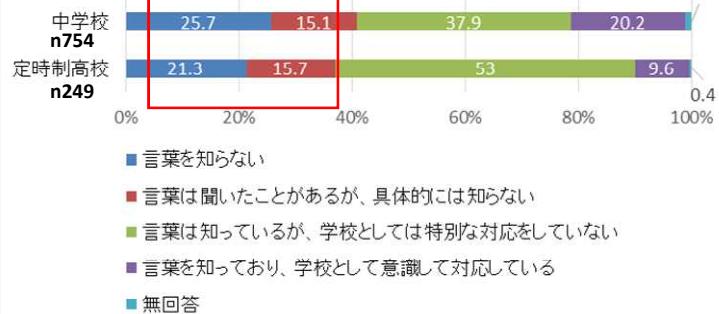
イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上

「ヤングケアラー」の概念の認識

要保護児童対策地域協議会



「ヤングケアラー」の概念の認識



「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握の有無



【ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題(上位回答)】

- 家族内のことでの問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
- ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラー」という問題を認識していない

要保護児童対策地域協議会

現状

出典:ヤングケアラーの実態に関する調査研究(R3.3)

- ヤングケアラーの実態に関する調査研究により、実態や課題が見えたところ(厚生労働省と文部科学省が連携して実施。調査対象:要保護児童対策地域協議会、公立中学校・高校、公立中学2年生、高校2年生)。
 - 【中学生、高校生の回答状況】
 - ・世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%
 - ・ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1~2割程度
 - ・ヤングケアラーについて「聞いたことはない」との回答が8割超
- 要対協の回答では、9割超がヤングケアラーを認識しているものの、学校では約4割が知らないと回答しており、社会的な認知は十分ではない。
- 支援が必要であっても表面化しにくい構造であり、適切な支援につなげるためにも、早期発見・把握が重要。
- 孤立しやすいヤングケアラーをどう支援するか、また、子どもであることを踏まえた支援が必要。

今後に向けて

- ヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援を実施するため、地方自治体が行う取組に対し、支援体制整備への財政支援や多機関連携のための支援マニュアルの作成等の支援が必要である。
- 本人や家族、周囲の気づきや早期把握のため、社会的認知度や社会全体で支援する機運の向上が必要である。なお、広報・啓発を行う際には、ヤングケアラーの気持ちに寄り添うことが必要。